

総務省 説明資料

令和7年3月4日

地域運営組織（RMO）の概要

※RMO：Region Management Organization

R7当初予算額（案）：0.3億円
（R6予算額：0.3億円）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成（令和5年度調査）

地域運営組織に対する支援

●地域運営組織に関する調査研究

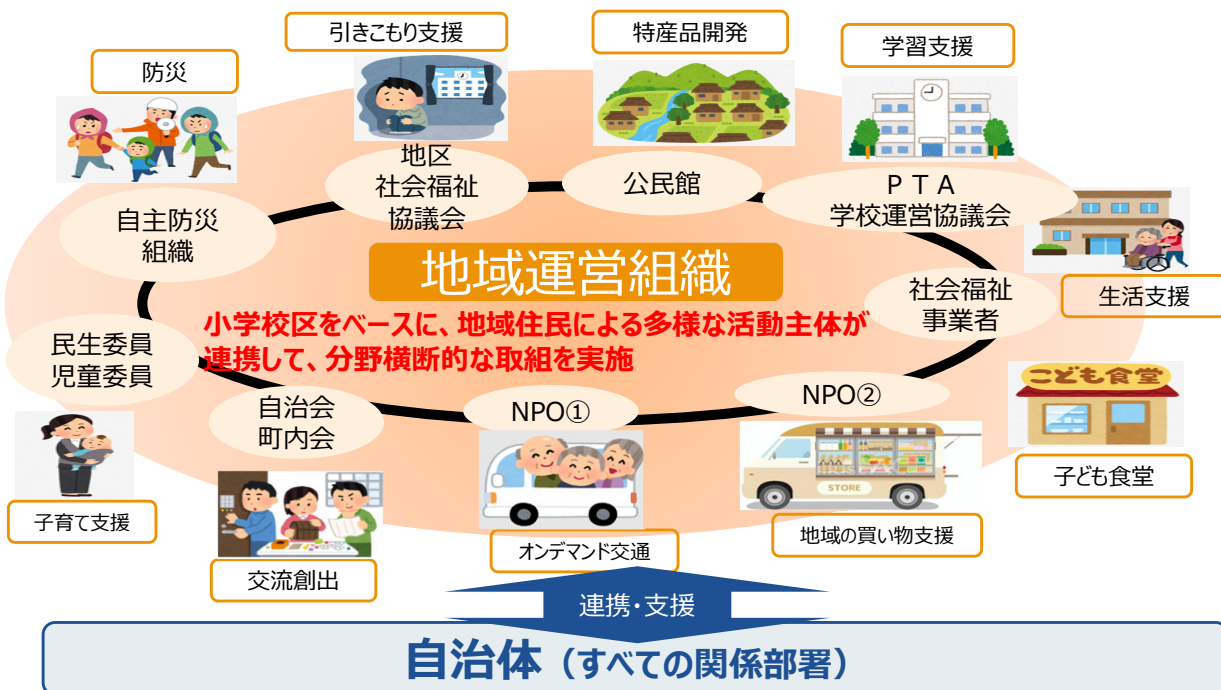
・実態把握調査、先進事例調査 等

●全国セミナー

・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出。



地域運営組織のイメージ図



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



ゆりのき台地域活動協議会（兵庫県三田市）

- 小学校に通う全てのこどもが、様々な体験を通じて多様な人や価値観と出会い、自分で考えて行動ができるように、地域のボランティアによる小学生の居場所づくりを毎週平日2回、日曜日に毎月1回実施。



地域運営組織（RMO）の活動実態

団体数 令和5年度は地域運営組織が全国で**7,710団体**が確認され、令和4年度（7,207団体）から503団体増加（7.0%増）し、平成28年度に比べて約2.5倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は**874市区町村**であり、令和4年度（853市区町村）から21市区町村増加（2.5%増）

組織形態 法人格を持たない**任意団体が90.4%**、NPO法人が3.6%、認可地縁団体が2.3%

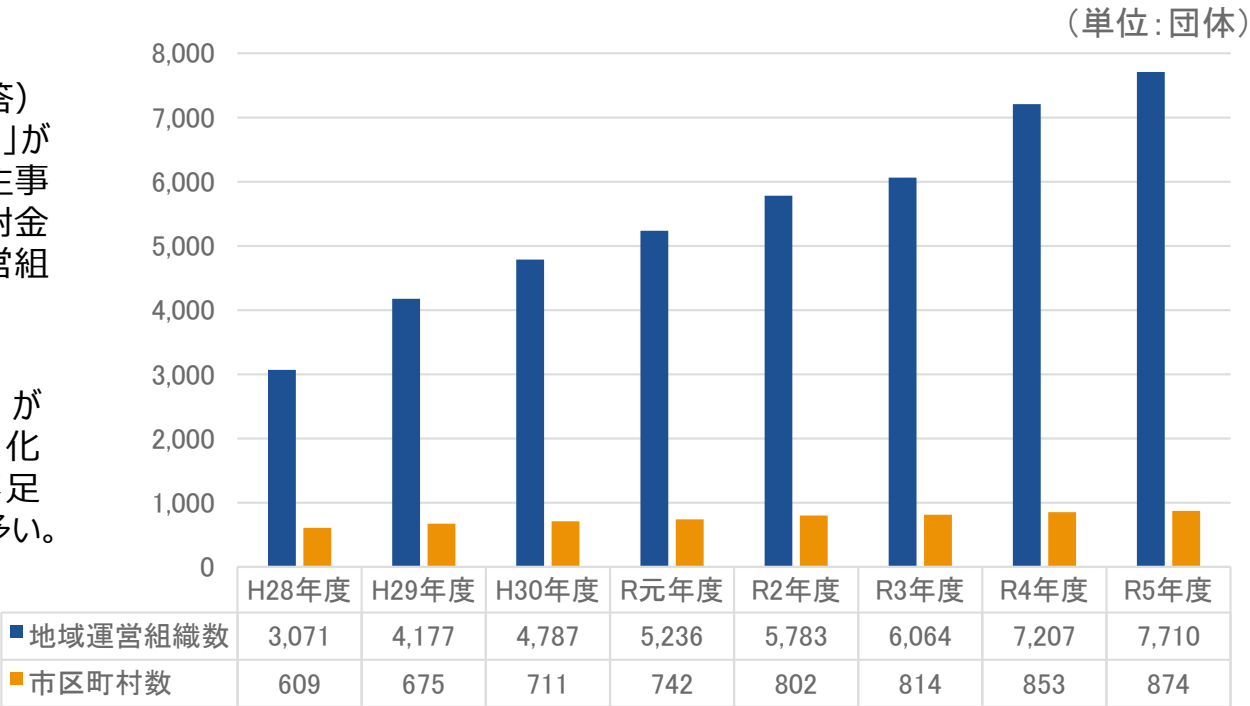
構成団体 自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は77.9%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（58.1%）、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」（48.1%）が続く。
(複数回答)

活動拠点 活動拠点を有する団体が95.3%、このうち65.5%が公共施設を使用

活動内容 祭り・運動会・音楽会などの運営（69.6%）が最も多く、交流事業（68.5%）、健康づくり・介護予防（62.0%）、防災活動（60.2%）などが続く。

収入 収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が84.5%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は44.4%
(複数回答)

課題 活動の担い手となる人材の不足（78.4%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（59.7%）、次のリーダーとなる人材の不足（59.6%）が続くなど、**人材に関するもの**が多い。
(複数回答)



※令和5年度 総務省調査（市区町村：1,741団体、地域運営組織：7,710団体が回答）

地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費、事務所賃貸料、光熱水費、備品消耗品費、旅費、事務局職員の研修費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等）
…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

※事務所開設のための施設改修費については、1組織1回限りの措置

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

※令和4年度からは、孤独・孤立対策として下線を対象経費に追加している。

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

『指定地域共同活動団体』制度の創設

R6改正

➤ 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により、「指定地域共同活動団体」制度を創設。

1. 主体の指定

【施行期日】令和6年9月26日

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
 - ・ 地域の美化・清掃
 - ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
 - ・ 高齢者・子どもの見守り 等

市町村長が指定することができる

右記の要件を満たすものを、

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う
- ・ 地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- 活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる
- 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる
- 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その場で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**实施主体**：地方公共团体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R6＞

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
- ・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)**
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者 1人あたり100万円上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組（200万円／団体を上限）や、外国人の隊員に必要なサポートに要する経費（100万円／団体を上限）について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ 令和 8 年度に10,000人を目標



- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点
(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が
地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

- ・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、
- ・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%**
が同じ地域に定住※R5.3末調査時点

基本情報



【年 齢】
35歳
【出身地】
大阪府豊中市
【転出元】
東京都調布市
【前 職】
個人事業主
【活動時期】
R4.6～R7.5

協力隊に応募したきっかけ

幼少期から引っ越しや観光などで様々な土地を訪れることや、都市と田舎の里山のどちらにも住んだ経験があります。自然を身近に感じられ地域との関わりを持てるライフスタイルを確立したいという想いや、自身が地域活性に貢献できる仕事や活動ができることを理想としていた経緯があり、地域おこし協力隊募集に応募しました。

今後の抱負・任期後の目標

今後も学びや気づきを得られる機会を作っていくことや地域の様々な分野で活躍されている方と連携したプログラム運営にもチャレンジしてみたいと考えています。所属している(株)つるでつながるのビジョンに共感しているため、大人も子どもも共に育ち合うまちを都留市の魅力である豊かな自然や個性豊かなプレイヤー、大学生など幅広い人々とつながり合いながら形にしていきたいことが今後の目標です。

活動内容

●コワーキングコミュニティの運営

地域の交流センター内コワーキングスペースの利用受付やイベントの企画運営を行っている。ただの作業場ではなく地域の人と学生と移住者をつなぎ、新たな仕事を生み出し、仲間どうしで共有しあう。そんな交流の拠点をハブに様々な人と人がつながり合うことを大切にしています。



●地元大学生と連携した企画運営

活動拠点のすぐ側にある都留文科大学の学生をインターン生として受け入れており、学生が将来の働き方や生き方の選択肢と可能性を広げるきっかけとなるようなイベントや移住者インタビュー記事の作成などを共に企画・運営している。例：ゆる〜く将来について考えよう／国際協力のお仕事を知ろうなど。



●ママフリーランス養成講座

活動を通じて在宅で仕事がしたい、自分の持つスキルを活かしたはたらき方がしたいと考える子育て中の方がいらっしゃることを知り共に成長しあえる学びの場・コミュニティを運営。フリーランスとして仕事をしていくための基礎づくり、実践を始める機会を提供しています。



連絡先

【メディア等の取材連絡先】
(メールアドレス (個人or職場)) erika.uda@tsuru-tsunagaru.com

【活動の様子を発信しているSNS・ブログなど】
https://www.instagram.com/teraco_tsuru/
https://note.com/tsuru_tsunagaru/
<https://tsuru-mikke.com/>

基本情報



【年 齢】
41歳
【出身地】
神奈川県大磯町
【転出元】
神奈川県大磯町
【前 職】
観光 イベント運営
【活動時期】
R3.9～R7.3

協力隊に応募したきっかけ

任用前より何度か奈良市へ訪れる機会があり、地域に対して親しみや魅力を感じおり、地域の課題解決や魅力発信に貢献したいと考えていた。

その中で、自身が得意としているフィットネス活動やイベント運営を通して、地域内の高齢者の見守り活動や、活動サポートを実施することで、貢献につながると考え本地域へ応募した。

今後の抱負・任期後の目標

- ・地域の方が老若男女問わず、気軽に集まれるコミュニティの場の創出
- ・スポーツクラブ・フィットネススタジオ等の運動を行える施設の設立及び運営
- ・他地域のイベントに参加し、奈良市東部地域のPR発信活動

活動内容

●高齢者見守り活動

地域内の集会所、公民館を利用した高齢者の見守り活動を企画・運営。
自身の取得資格を活用し、高齢者の健康増進運動を中心としたプログラムを実施している。その他、地域の方が気軽に集まることが出来る文化イベントを主催し、コミュニティ構築に取り組んでいる。



タオルを使った運動

●地域の観光素材の強化

各種イベントに参加し、地域の方とのコミュニケーションを深めるとともに、運営のサポートを行っている。
イベント参加を通して、観光資源の魅力発信や、自身のフィットネスプログラムと連動した企画を立案・実施することで、更なる素材の強化を図っている。



イベントPR活動

●オンラインツールを活用した情報発信

- ・SNSを活用した地域イベントや観光資源のPR活動。
- ・zoomを使用したオンラインフィットネス講座の実施。
→場所や時間に関わらずイベントに参加できる環境の整備。



オンラインでの介護予防教室

連絡先

【連絡先】

奈良市東部出張所

mail: toububr@city.nara.lg.jp

TEL: 0742-93-0001

【SNS 活動報告】

Facebook <https://www.facebook.com/narachiikiokoshi>

す・とうぶ <https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/31/10562.html>(広報紙)

地域おこし協力隊 受入サポートプラン

- 地域おこし協力隊は、令和 5 年度には7,200名の隊員が全国で活用し、これまでに任期終了した隊員との合計は18,300名以上となっている。また、隊員のおよそ65%は任期終了後も引き続き同じ地域に定住し、地域活性化の大きな力となっている。
- 地方への新たな人の流れを創出するため、こうした取組を更に推進することが重要であることから、令和 8 年度までに現役隊員数を10,000名とすることを目標として、以下のとおり、各フェーズの隊員・受入自治体双方に対するサポートの充実を図る。

① 受入自治体に対する 募集・受入のサポート

★隊員の募集等に要する経費の財政措置 (特別交付税措置)

【措置上限】

300万円/ 1 団体を上限

【対象経費】

協力隊経験者等から募集案件の企画についてアドバイスを受ける経費、民間求人サイトを活用したPRに要する経費 等

➤ 外部人材の活用を促進し、各自治体の**募集の企画力を強化**するとともに、隊員のミッション等を具体化することで、**ミスマッチの防止**を図る。

➤ 民間求人サイトを活用し、**募集のPRを強化**することで、各自治体における**応募者の裾野を広げる**。

② 現役隊員に対する サポート体制の強化

★隊員の日々のサポートに要する経費の財政措置 (特別交付税措置)

【措置上限】

200万円/ 1 団体を上限

【対象経費】

協力隊経験者等に隊員の日々のサポート（活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等）を委託する経費 等

➤ 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止し、各自治体における**任期途中の退任者を減らす**。

➤ **受入自治体職員の負担軽減**を図るとともに、**協力隊経験者が引き続き同じ地域で活躍できる場をつくる**。

③ 任期終了後の 定住に向けたサポート

★隊員等の起業・事業承継に要する経費の財政措置 (特別交付税措置)

【措置上限】

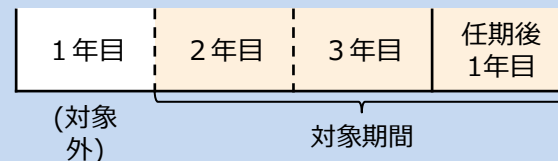
100万円/ 1 人を上限

【対象期間】

「任期 2 年目から任期終了後 1 年」（任期 1 年目は対象外）

➤ 隊員が早期から起業等の準備に着手できるようにすることで、**円滑な定住のサポートを促進**する。

<イメージ図>



地域おこし協力隊の推進に要する経費

R7当初予算額：248百万円
(R6補正後予算額：393百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出する**。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の更なる拡充を行い、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

- ・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！